益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

要求水準書(変更)

平成 16 年 12 月

益田地区広域市町村圏事務組合

目 次

第1章	事業の基本条件	1
第1節	一般事項 1	
1.	事業目的	1
2.	事業名称	2
3.	事業実施場所	2
4.	事業期間	3
第2節	施設の立地条件	3
1.	管理区域	3
2.	進入路	3
3.	ユーティリティ	4
第3節	施設の計画条件	4
1.	処理対象物の種類	4
2.	計画処理量	5
3.	計画性状	5
4.	搬入車輌の種類	6
5.	処理方式	6
6.	施設規模	6
7.	環境保全基準値	7
8.	白煙防止条件	9
9.	施設の安定稼働	9
第4節	業務範囲の分担 1	0
1.	選定事業者の業務範囲1	0
2.	広域組合の業務範囲 1	0
第5節	炭化炉方式及びセメント原料化方式に対する特別措置1	1
1.	特別措置の適用 1	1
2.	追加溶融施設の整備 1	1
3.	追加溶融施設の運営 1	2
第2章	施設の整備に関する要件1	3
第1節	整備に関する基本的事項 1	3
1.	適用範囲	3

2.	材料及び機器	13
3.	試運転及び性能試験	13
4 .	提出図書	15
5.	検査及び試験	17
6.	その他	17
	機械設備の設計・施工	
	受入・供給設備	
2 .	燃焼設備又は溶融設備	19
3.	燃焼ガス冷却設備	19
4 .	排ガス処理設備	19
	余熱利用設備	
6.	通風設備	19
7.	灰出し設備	19
8.	スラグ・メタル処理設備	19
9.	給水設備	20
1 0	. 排水処理設備	20
1 1	. 電気・計装設備	20
1 2	. 周辺住民への情報公開設備	20
1 3	. 見学者用説明設備	20
第3節	建築物等の設計・施工	21
1.	全体施設配置・動線計画	21
2.	建築物及び建築設備	22
3.	外構施設	24
第4節	その他付帯業務	25
1.	本施設の工事監理	25
2.	生活環境影響調査	26
3.	国庫補助金申請手続き	26
4 .	一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き	26
5.	周辺住民への対応	26
6.	管理区域の清掃及び除草	26
第3章	施設の運営に関する要件2	27
筆1節	運営に関する基本的事項	27

	1		適用範囲	27
	2		性能保証事項の遵守	27
	3		安全かつ安定した運転の励行	27
	4	•	関係法令等の遵守	28
	5	•	運営に必要な有資格者等の確保	29
	6	•	提出書類	29
第	2	節	処理対象物の受入れ及び処理	30
	1		処理対象物の受入れ	30
	2	•	処理対象物の処理	31
	3		緊急時の対応	31
第	3	節	副生成物等の有効利用又は最終処分	31
	1		基本事項	31
	2		溶融方式の場合	32
	3	•	流動床式炭化炉方式の場合	33
	4		ストーカ + セメント原料化方式の場合	33
第	4	節	環境保全の管理	33
	1	•	施設運転中の計測管理	34
	2	•	運転データの記録及び周辺住民への情報公開	34
第	5	節	本施設の維持管理	36
	1		機械設備の維持管理	36
	2		建築物等の維持管理	36
第			その他付帯業務	
	1		施設見学者への対応	37
	2		本施設の警備	37
	3		管理区域の清掃及び除草	37
	4		広域組合への本施設所有権の移転手続き	37
要	求	水	準書添付資料-1 事業実施場所	
要	求	水	準書添付資料-2 管理区域の計画平面図	

要求水準書添付資料-3 管理区域の推定岩盤平面図及びボーリング柱状図

要求水準書添付資料-4 処理量の将来予測値

要求水準書添付資料-5 市町村別・日別のごみ搬入量(平成 15 年度実績)

要求水準書添付資料-6 性状分析結果

要求水準書添付資料-7 収集及び持込可燃ごみ形状の現状

要求水準書添付資料-8 月別処理量の実績値

第1章 事業の基本条件

本要求水準書は,益田市,美都町,匹見町,津和野町,日原町,柿木村及び六日市町で構成する益田地区広域市町村圏事務組合(以下「広域組合」という。)が発注する益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業(以下「本事業」という。)に適用する。なお本事業は,「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117号)」(以下「PFI法」という。)に基づいて進めるものとする。

第1節 一般事項

1.事業目的

本事業は、広域組合構成市町村から発生する収集及び持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣、汚泥等を適正に処理するために、本事業を実施する選定事業者が一般廃棄物処理施設(以下「本施設」という。)を整備し運営を行うものである。選定事業者が本施設の整備及び運営を一体的・長期的に行うことにより、広域組合構成市町村の財政負担縮減、最新技術の導入による循環型社会への貢献、斬新で柔軟なサービスの提供等を期待するものであるが、広域組合は特に以下の事項を重要と考えている。

(1)環境負荷の低減

本施設の整備及び運営にあたって,広域組合と周辺住民は,立地に関する覚書を取り 交わすとともに,排ガス等に関する環境保全協定を締結している。そのため,この協定 を遵守するだけでなく,循環型社会の構築に寄与する観点からも環境への負荷をできる 限り低減した施設の整備及び運営を行う必要がある。

(2)安心・安全で安定した施設の稼働

消費生活や事業活動に伴って毎日発生する一般廃棄物の処理に支障をきたすと,生活環境保全面に重大な影響を及ぼすことになる。特に,施設の周辺住民に対して,過度の不安感と不信感を与えることにもなる。そのため,実績に基づき安心で安全であるとともに,ごみ質及びごみ量の広範な変動にも対応できる処理システムによる施設の整備及び運営を行う必要がある。

(3)リサイクルの推進

循環型社会を構築するためには,第一にごみの発生を抑制(Reduce)し,第二に再使用(Reuse)し,第三に再生利用(Recycle)を進め,最後に残ったものを適正処理・処分する廃棄物処理システムづくりを推進する必要がある。そのため,本施設の運営に伴って発生する副生成物をできる限り有効利用し,資源循環と最終処分量の減量化に寄与するとともに,余熱の有効活用についても可能な限り発電等のサーマルリサイクルが行われる施設の整備及び運営を期待する。

(4)周辺環境との調和

本施設の建設場所には人家が隣接していないものの,施設見学者に対する対応や周辺 住民との覚書の観点から,周辺環境と調和した建築デザインや緑地計画等に配慮し施設 の整備及び運営を行うものとする。

(5)地域との連携と融和

言うまでもなく本事業は公共事業の一環として実施するため,事業運営にあたっては 地域経済への貢献がなされるよう配慮するとともに,雇用においても可能な限り地域の 雇用の安定に資することが望ましい。また,施設見学者への対応も本施設の運営段階に おける業務の一つとしているため,施設見学に対する申し込みの受付から実施まで一貫 して誠実で親切な対応をする必要がある。更に,選定事業者はもとより従事者において も社会活動等に積極的に参加し,地域社会との融和に配慮しなければならない。

(6) ライフサイクルコストの削減

本事業の実施にあたっては、良質な住民サービスの提供とともに、更なるコストの削減を図っていかなければならない。その削減の対象は、建設費だけでなく運営費も含めたライフサイクルコストでなければならない。広域組合は、PFI事業方式の導入によって、民間事業者の持つノウハウ等が活用され、ライフサイクルコストの削減が図られることを期待する。

2.事業名称

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

3.事業実施場所

島根県益田市多田町地内(「要求水準書添付資料-1 事業実施場所」参照)

4.事業期間

本事業の事業期間は事業契約締結日から選定事業者の広域組合に対する本施設の譲渡に係る手続きが全て終了するまでの期間とする。

整備期間 事業契約締結日から本施設の運営開始日まで

運営期間 本施設の運営開始日から平成35年3月31日まで

なお,本施設の運営開始予定日は平成20年4月1日とするが,広域組合は平成19年度 内で可能な限り早期に本施設の運営が開始されることを希望しているため,選定事業者の提案に基づき,運営開始予定日より早期に運営を開始することができる。

第2節 施設の立地条件

1.管理区域

本事業で対象とする用地(以下「管理区域」という。)は,広域組合が確保するものとする。(「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」参照)

1.1 面 積

施設用地(本施設の建設予定用地):約 1ha

上記以外の用地 : 約 2ha

合 計 : 約 3ha

1.2 地形・地質

管理区域については、「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示すとおり 広域組合が土地造成を別途行うものとする。なお、地質状況については、「要求水準書添 付資料-3 管理区域の推定岩盤平面図及びボーリング柱状図」を参照のこと。

1.3 都市計画事項等

施設用地は都市計画区域外である。

2. 進入路

進入路は,施設用地の東側入口部に西石見地区広域農道から至るルートと農道取付道から至るルートの2本とする。(「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」参照)

3. ユーティリティ

3.1 電 気

選定事業者は,電力会社と協議して受電電圧を決定し,「要求水準書添付資料-2 管理 区域の計画平面図」に示す電力取合点(第1柱)から受電を行うものとする。なお,第 1柱の開設に伴う電力会社工事費負担金については広域組合の責務とする。

3.2 上下水道

選定事業者は、「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す上水道取合点、から上水道を引き込んで管理区域内に自ら設置する受水槽へ供給するものとする。なお、上水道取合点までは、広域組合が西石見地区広域農道からの専用水道(配管 75mm,送水能力160m³/日)を敷設する。

一方,管理区域周辺には現在下水道が敷設されていないが,広域組合では,今後も下 水道を敷設しない予定である。

第3節 施設の計画条件

1.処理対象物の種類

本施設の処理対象物は、広域組合の構成市町村から発生する以下の廃棄物とする。

(1)収集可燃ごみ

広域組合構成市町村が委託した収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみである。

(2) 持込可燃ごみ

広域組合構成市町村の住民,事業者及びこれらのものから委託を受けた収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみである。

(3)リサイクルプラザ残渣

益田市ならびに鹿足郡不燃物処理組合のリサイクルプラザにおける可燃残渣(木くず 及びプラスチック類)である。

(4) 汚泥等

益田市外四町環境衛生組合ならびに鹿足郡環境衛生組合のし尿処理施設及びその他の施設から発生するし渣及び汚泥である。

2.計画処理量

処理対象物の計画年間処理量及び計画年間日平均処理量は,表-1に示すとおりとする。 なお,参考までに平成25年度までの将来予測値の経年変化及び平成15年度の市町村別・ 日別のごみ搬入量実績を「要求水準書添付資料-4 処理量の将来予測値」,「要求水準書 添付資料-5 月別処理量の実績値」及び「要求水準書添付資料-6 市町村別・日別のご み搬入量(平成15年度実績)」に示している。

計画年間処理量 計画年間日平均処理量 処理対象物 (t/年) (t/日) ア.収集可燃ごみ 11,200 30.7 イ.持込可燃ごみ 4,400 12.1 ウ.リサイクルプラザ残渣 1.6 600 工.汚泥等 2,500 6.8 合 計 18,700 51.2

表-1 処理対象物の計画処理量

3.計画性状

3.1 計画ごみ質

処理対象物の計画ごみ質及び処理対象物(基準ごみ)の可燃分元素組成は表-2及び表-3に示す値とする。なお,参考までに可燃ごみ質,リサイクルプラザ残渣及び汚泥等の性状分析結果を「要求水準書添付資料-7 性状分析結果」に示している。

項目		単位	低質ごみ時	基準ごみ時	高質ごみ時
作	: 恭 昌	Kcal/kg	1,000	1,700	2,400
低位発熱量		kJ/kg	4,200	7,100	10,000
	水 分	%	65.8%	52.2%	38.6%
三成分	可燃分	%	29.2%	40.8%	52.4%
	灰分	%	5.0%	7.0%	9.0%
単位容積重量		kg/m³	235	193	150

表-2 処理対象物の計画ごみ質

表-3 処理対象物(基準ごみ)の可燃分元素組成

元素名	С	Н	N	0	CI	S
重量(%)	50.26	7.31	1.59	40.35	0.21	0.28

3.2 収集及び持込可燃ごみの形状

収集及び持込可燃ごみの形状は,原則として「要求水準書添付資料-8 収集及び持込可燃ごみ形状の現状」に示すとおりとする。但し,選定事業者は,住民サービスの向上のために,本施設で受け入れる形状の制限をできるだけ緩和するものとする。

4. 搬入車輌の種類

現在使用している処理対象物の搬入車輌の車種及び積載重量は表-4 に示すとおりである。

処理対象物搬入車両の車種及び積載重量収集可燃ごみパッカー車(2t,2.8t,3.45t,3.5t)持込可燃ごみパッカー車(2t,2.6t,3.45t,3.5t)トラック(2t,軽)
自家用車自家用車リサイクルプラザ残渣平ボディ車(4t)汚泥開閉式深ダンプ(4t)

表-4 搬入車両の車種及び積載重量

5. 処理方式

本施設の処理方式については,次の5方式のいずれかを採用するものとする。

(1)溶融方式

シャフト炉式ガス化溶融方式 流動床式ガス化溶融方式 ストーカ + 灰溶融方式

- (2)流動床式炭化炉方式(略称:炭化炉方式)
- (3) ストーカ + セメント原料化方式(略称:セメント原料化方式)

6. 施設規模

本施設は1日24時間連続運転式とし,その施設規模は,計画年間日平均処理量,計画 月変動係数,施設の稼働体制(稼働日数,系列数,施設補修時の対応等)などを考慮の うえ,選定事業者が設定すること。但し,国庫補助採択における適正なごみ焼却施設の 整備規模の算定方法(「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」 (環廃対発第031215002号,平成15年12月15日))を遵守しなければならない。施設 規模算出の基本となる計画年間日平均処理量は,表-1に示したとおりである。

なお,本施設は系列数を2系列(2炉)以上とする。但し,ストーカ+灰溶融方式を

採用する場合の灰溶融施設はこの限りではない。

7.環境保全基準値

7.1 排ガスに関する基準値

排ガス(煙突出口)については,周辺住民との環境保全協定による下記の基準値を遵守するものとする。

(1)ばいじん0.01g/m³N以下(乾きガス:02 12%換算値)(2)硫黄酸化物20ppm 以下(乾きガス:02 12%換算値)(3)塩化水素70mg/m³N以下(乾きガス:02 12%換算値)(4)窒素酸化物50ppm 以下(乾きガス:02 12%換算値)(5)ダイオキシン類0.01ng-TEQ/m³N以下(乾きガス:02 12%換算値)

7.2 騒音に関する基準値

騒音については,施設の供用時は下記の基準を,また工事中は「特定建設作業にともなって発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省,建設省告示第1号)」をそれぞれ敷地境界線上において遵守するものとする。

昼 間:55 デシベル以下(6~22 時) 夜 間:45 デシベル以下(22~6 時)

7.3 振動に関する基準値

振動については,施設の供用時は下記の基準を,また工事中は「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準(昭和51年総理府令第58号)」をそれぞれ敷地境界線上において遵守するものとする。

昼 間:65 デシベル以下(6~22 時) 夜 間:60 デシベル以下(22~6 時)

7.4 悪臭に関する基準値

悪臭については,敷地境界線上において表-5の基準を遵守するものとする。

表-5 悪臭に関する基準値

悪臭物質の種類 規制基準(単位 ppr	
アンモニア	1 以下
メチルメルカフ゛タン	0.002 "
硫化水素	0.02 "
硫化メチル	0.01 "
二硫化メチル	0.009 "
トリメチルアミン	0.005 "
アセトアルテ゛ヒト゛	0.05 "
プロピオンアルデヒド	0.05 "
ノルマルフ゛チルアルテ゛ヒト゛	0.009 "
イソフ゛チルアルテ゛ヒト゛	0.02 "
ノルマルハ` レルアルテ` ヒト`	0.009 "
イソハ゛レルアルテ゛ヒト゛	0.003 "
イソフ゛タノール	0.9 "
酢酸エチル	3 "
メチルイソフ゛チルケトン	1 "
トルエン	10 "
スチレン	0.4 "
キシレン	1 "
プロピオン酸	0.03 "
ルれの一般である。	0.001 "
	0.0009 "
かま草酸 かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅん しゅん	0.001 "
臭気指数 10 以下	

7.5 副生成物に関する基準値

本施設で処理対象物を処理することにより発生する焼却灰,金属類,飛灰,溶融飛灰,溶融スラグ及び炭化物を副生成物とする。

副生成物を有効利用又は最終処分する場合の基準値は以下に示すとおりとする。

(1)溶融方式の場合

溶融スラグに関する基準値

溶融スラグについては,旧厚生省生活衛生局水道環境部長による「一般廃棄物の溶融

固化物の再生利用の実施の促進について (平成 10年3月26日付生衛発第508号通知)に記述してある「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」を遵守するものとする。但し,今後,JIS化等の規定がなされる場合を考慮し,適宜,有効利用用途に応じた溶融スラグに関する基準値の見直しを行うものとする。

溶融飛灰に関する基準値

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」(平成 14 年 3 月 7 日厚生省告示第 16 号)に基づいて処理した溶融飛灰(以下「溶融飛灰処理物」という。)を埋立処分する場合には、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号)及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」(平成 12 年 1 月 14 日厚生省令第 1 号)を遵守するものとする。

(2)流動床式炭化炉方式の場合

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」(平成 14 年 3 月 7 日厚生省告示第 16 号)に基づいて処理した飛灰(以下「飛灰処理物」という。)を埋立処分する場合には、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号)及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」(平成 12 年 1 月 14 日厚生省令第 1 号)を遵守するものとする。

(3) ストーカ + セメント原料化方式の場合 焼却灰の熱灼減量を5%以下とする。

8. 白煙防止条件

温度 - 3 , 湿度 3 0 %を白煙防止条件とする。

9. 施設の安定稼働

地震,火災,停電等による緊急停止を余儀なくされる場合においても,速やかにかつ 安全に復旧対策を実施し,施設の安定稼働が行えるようにする。

第4節 業務範囲の分担

1.選定事業者の業務範囲

選定事業者の業務範囲は以下に示すとおりとする。

1.1 施設の整備段階における業務

- (1)機械設備の設計・施工
- (2)建築物等の設計・施工
- (3)本施設の工事監理
- (4)生活環境影響調査
- (5)国庫補助金申請手続き
- (6) 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き
- (7)周辺住民への対応
- (8)管理区域の清掃及び除草
- (9)その他本事業を実施するうえで必要な業務

1.2 施設の運営段階における業務

- (1)処理対象物の受入れ及び処理
- (2)副生成物等の有効利用又は最終処分
- (3)環境保全の管理
- (4)本施設の維持管理
- (5)施設見学者への対応
- (6)本施設の警備
- (7)管理区域の清掃及び除草
- (8) 広域組合への本施設所有権の移転手続き
- (9)その他本事業を実施するうえで必要な業務

2. 広域組合の業務範囲

広域組合の業務範囲は以下に示すとおりとする。

2.1 施設の整備段階における業務

- (1)管理区域の確保と住民合意の取得
- (2) 土地造成,進入路及び上水道に係る設計・施工
- (3)その他施設整備に関る行政手続き等の支援

2.2 施設の運営段階における業務

- (1)処理対象物の提供
- (2)副生成物等の最終処分場の確保
- (3) 本事業の実施状況の監視
- (4)行政視察者への対応
- (5)譲渡前検査(精密機能検査を含む)

第5節 炭化炉方式及びセメント原料化方式に対する特別措置

1.特別措置の適用

流動床式炭化炉方式及びストーカ + セメント原料化方式については,選定事業者における副生成物(炭化物あるいは焼却灰及び飛灰)の売却先企業あるいは広域組合委託先企業の確保が困難になったと広域組合が合理的に判断した場合,若しくは副生成物の取扱いに関する改善勧告1が3回繰り返された場合には,選定事業者との協議の上,広域組合が追加溶融施設の整備の要否を決定することとなる。

広域組合が追加溶融施設の整備を決定した場合には,選定事業者は,施設用地内に追加溶融施設を整備し,運営するものとする。この追加溶融施設の整備及び運営にあたっては,以下に示す事項を遵守し,広域組合の確認を得ながら実施するものとする。

2. 追加溶融施設の整備

- (1)追加溶融施設の設計・施工等に係る整備期間は3年間程度とする。
- (2)追加溶融施設の整備期間中も本施設の稼働に支障をきたさないように十分配慮する ものとする。なお,追加溶融施設の施工上どうしても本施設を停止せざるを得ない場 合には,広域組合と協議の上,その停止期間が最小限となるように施工するものとす る。
- (3) 追加溶融施設の整備にあたっては,本要求水準書に準拠して本施設の機械設備,建築物等との整合を十分に図るものとする。また,本要求水準書に定める施設の処理能力,安心・安全で安定した稼働,性能保証事項,安全衛生管理等を遵守するものとする。
- (4)工事監理,生活環境影響調査,許認可申請手続き,周辺住民への工事内容,工事スケジュール等の説明など追加溶融施設の整備に必要なすべての業務を実施するものとする。

^{1 「}入札説明書添付資料-3 モニタリング及びサービス対価の減額について」参照

(5)本要求水準書に準拠して追加溶融施設の整備に係る実施設計図書,施工計画書,完 成図書などを広域組合に提出するものとする。

3. 追加溶融施設の運営

- (1) 追加溶融施設の運転にあたっては、その運転に必要な資格、能力等を有する人員を配置するものとする。
- (2) 追加溶融施設で発生する溶融スラグについては、できるだけ有効利用を図るものとする。
- (3)選定事業者は,本要求水準書に定める施設の維持管理に基づいて,追加溶融施設に係る機械設備の運転及び建築物等の機能を維持するために必要な保守管理,修繕更新,清掃を行うものとする。

第2章 施設の整備に関する要件

第1節 整備に関する基本的事項

1. 適用範囲

本要求水準書は,本施設を整備するにあたり考慮すべき最低限の内容について定めた ものである。従って,本要求水準書に明記されていない事項であっても,本事業を実施 するうえで必要な施設及び資源エネルギー等リサイクルするために必要な設備について は,選定事業者の責任においてすべて完備すること。

2.材料及び機器

- (1)使用材料及び機器は,すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で,かつすべて新品とすること。
- (2)日本工業規格(JIS),電気規格調査会標準規格(JEC),日本電気工業会標準規格(JEM),日本水道協会規格(JWWA),空気調和・衛生工学会規格(HASS),日本塗装工事規格(JPS)等の規格品又はその相当品を使用すること。

3. 試運転及び性能試験

3.1 試運転

- (1)選定事業者は,据付工事完了後,試運転及び性能試験の要領を記載した「試運転計画書」及び「性能試験計画書」を作成し,広域組合の確認を受けたうえで性能試験を含む試運転を工期内に実施すること。試運転の期間は,性能試験を含めて90日以上とすること。
- (2)試運転期間中,故障,不具合等が発生した場合には,選定事業者は責任をもってその故障,不具合等の改善にあたること。なお,機器故障等で試運転の継続に支障が生じた場合には,選定事業者は炉の緊急停止を行ったうえで広域組合に連絡し,その対応を協議すること。
- (3)試運転及び性能試験のための処理対象物の提供は,広域組合が行うものとする。なお,処理対象物の提供とは,広域組合の構成市町村から収集した処理対象物を所定の位置(選定事業者が指定)に搬入するまでをいう。
- (4)選定事業者は,処理対象物の搬入方法及び計画性状等について広域組合と協議を行ったうえで,その内容を「試運転計画書」及び「性能試験計画書」の中に定めること。

3.2 性能試験

- (1)性能試験は,本施設が要求性能を達成できることを確認するために実施するものであり,試運転期間中に選定事業者の責任により実施すること。
- (2) 広域組合は,必要に応じて,代理人(専門的な知見を有する有識者等で,事前に選定事業者に通知されるもの等)を指定できるものとし,かかる代理人が性能試験に立ち会う場合もあるものとする。
- (3)性能試験実施時の主要な計測については,法的資格を有する計量証明機関が実施すること。
- (4)燃焼炉・溶融炉及びその付随設備を2系列以上としている場合は,広域組合との協議により性能保証事項が確認可能な計測項目については系列ごとに実施すること。
- (5)安定運転を確保した上で,連続3日間以上の定格運転(処理対象物の定格量を本施設に装荷した状態で行う運転のことをいう。)を実施し,3日間の処理能力に見合う処理量の処理を行うこと。
- (6)試験項目は、「3.3 性能保証事項」と同様とする。その計測等の性能試験の詳細については、「性能試験計画書」において定めるものとする。
- (7)性能保証事項に関する性能試験方法(分析方法,測定方法,試験方法)については, それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。但し,該当する試験 方法等がない場合は,最も適切な方法を広域組合に提出し,確認を得てから実施する こと。
- (8)性能試験の一環として,非常停電,機器故障など本施設の運転時に想定される重大 事故について緊急作動試験を行い,本施設の機器の安全性を確認すること。
- (9)性能保証事項のいずれかを満たしていない場合,選定事業者は自らの責任と費用に おいて,必要な補修,改良,追加工事等を行い,性能保証事項の全てを充足させなけ ればならない。

3.3 性能保証事項

(1)処理能力

処理対象物の計画性状の範囲において計画処理量を1日24時間連続運転で処理できる 能力を有すること。

(2)環境保全条件

第1章 第3節 7.1に示す「排ガスに関する基準値」を満たすこと。

第1章 第3節 7.2に示す「騒音に関する基準値」を満たすこと。

第1章 第3節 7.3に示す「振動に関する基準値」を満たすこと。

第1章 第3節 7.4に示す「悪臭に関する基準値」を満たすこと。

第1章 第3節 7.5に示す「副生成物に関する基準値」を満たすこと。

施設からのプラント排水及び生活雑排水等については,場内循環利用による無放流 方式(クローズドシステム)とし,排水しないこと。

3.4 副生成物等の取り扱い

試運転及び性能試験によって発生した副生成物等については,選定事業者が第3章第3節の規定に従って有効利用又は最終処分を行うこと。

3.5 広域組合への報告

試運転及び性能試験によって発生した副生成物等の有効利用又は最終処分について, それぞれが終了した後に実施した結果を広域組合へ報告すること。また、選定事業者は, 性能試験終了後,性能試験の条件,試験方法及び試験結果等を記載した報告書を広域組 合に提出すること。

4.提出図書

4.1 実施設計図書

選定事業者は,落札者として選定された後,直ちに実施設計に着手し,以下に示す実施設計図書を各2部広域組合に提出すること。

(1)プラント工事関係

工事仕様書

設計図

計算書

工事積算内訳書

建設工事工程表

(2)建築工事関係

建築意匠設計図

建築構造設計図

電気設備設計図

機械設備設計図

外構設計図

透視図(パース図)

各工事仕様書

各工事計算書

工事積算内訳書

4.2 施工計画書

選定事業者は,施工の開始前に以下に示す施工計画書を各2部広域組合に提出すること。

- (1)工事概要
- (2)工事工程表(詳細版)
- (3)現場組織表
- (4)安全管理計画書
- (5)主要資材リスト
- (6)施工方法(主要機械,仮設備計画,工事用地を含む)説明書
- (7)施工管理計画書
- (8)緊急時の体制及び対応説明書
- (9)交通管理計画書
- (10)環境保全計画書
- (11) 現場作業環境管理計画書
- (12) その他

4.3 完成図書

選定事業者は,施設の完成に際して以下に示す完成図書を各1部広域組合に提出すること。

- (1)竣工図(A1版)
- (2)竣工図縮小版(A3版)
- (3)竣工原図(CD)
- (4)取扱い説明書
- (5)運転管理要領書
- (6)設備機器台帳
- (7)試運転報告書
- (8)性能試験報告書
- (9)単体機器試験成績書
- (10) 工事記録写真集及び竣工写真集
- (11) その他各種届出書及び許可書
- (12) その他広域組合が指示するもの

5.検査及び試験

材料検査,工場検査等の各種の検査や試験等については,「施工計画書」の中にその実施スケジュール等を明示し,選定事業者の責任により実施すること。

6. その他

6.1 関係法令等の遵守

本施設の設計・施工にあたっては、下記の関係法令等を遵守すること。

- (1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
- (2) ごみ処理施設性能指針(厚生省 生衛発第 1572 号(平成 10 年 10 月 28 日)「廃棄物 処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」)
- (3)ダイオキシン類対策特別措置法
- (4)大気汚染防止法
- (5)騒音規制法
- (6)振動規制法
- (7)悪臭防止法
- (8)水質汚濁防止法
- (9)消防法
- (10)建築基準法
- (11) 労働安全衛生法
- (12)電気事業法
- (13)都市計画法
- (14) その他関係ある法令,規則,基準書等

6.2 安全衛生管理

選定事業者は,本施設の施工中,その責任において安全に配慮して危険防止対策を行うとともに,作業従事者への安全教育を徹底し労務災害の発生がないように努めること。また,工事車両の出入りについては,周囲の一般道における交通に支障を来たさないよう配慮すること。

6.3 環境保全

選定事業者は,低騒音,低振動型等の建設機械を用いるなど,周辺環境の保全に配慮 して本施設の施工を行うこと。

6.4 地質障害

本施設の管理区域に地質障害が存在することが発覚するなど,選定事業者が本契約に 従って本工事を遂行することを妨げる事由が判明した場合,これらの障害を除去するために必要な追加費用の負担については,広域組合と選定事業者が協議して定める。但し, 広域組合は,あらかじめ選定事業者に本施設の管理区域についての情報として提示した 資料から合理的に想定できなかった地質障害が発覚した場合,これらの障害を除去する ための追加費用を全て負担する。

6.5 建設副産物等の取り扱い

本施設の建設に伴って発生する建設副産物等については,関係法令等に従い,適正に処理・処分あるいはリサイクルすること。但し,建設発生土については,「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す場所に搬出し処分すること。その指定場所は, 広域組合が実施する造成工事において伐採と地下排水工のみが施工済である。そのため, 建設発生土の処分とともに,指定場所周辺における施工済の造成工事仕様に基づいて, 敷均し,転圧,法面整形,法面保護(種子吹付),排水路の設置等を行うこと。

6.6 竣工式

選定事業者は,施設の完成後に広域組合と協議のうえ選定事業者の負担で竣工式をと り行うこと。

第2節 機械設備の設計・施工

1.受入・供給設備

受入・供給設備は,基本的には計量機,プラットホーム,ごみピット,投入扉及びごみクレーン等で構成し,選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう各設備の緒元(型式,数量,能力,容量,材質,操作条件等)を決定すること。なお,布団,じゅうたん及びクッション等を受入れ,適正に処理できる破砕機等の前処理設備を必要に応じて設置すること。また,住民が処理対象物のうちの木竹類及び布類を排出する際の受入寸法を現状(20cm)より大きくすることができるなど,処理対象物の受入に関する住民サービスの向上にも配慮すること。

また,本事業ではごみピットへの直接投入が可能な収集可燃ごみ及びリサイクルプラザ残渣のほか,持込可燃ごみ及び汚泥を対象としているため,その受入を可能とする設備(ダンピングボックス及び汚泥受入・供給設備等)を設置すること。

2.燃焼設備又は溶融設備

燃焼設備(又は溶融設備)は,基本的にはごみホッパ,給じん装置,燃焼装置,助燃装置等で構成し,選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう各設備の緒元を決定すること。

3.燃焼ガス冷却設備

ごみ焼却後の燃焼ガスを排ガス処理装置が安全に効率よく運転できる温度まで冷却することを目的として,燃焼ガス冷却設備を設置すること。なお,選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう燃焼ガス冷却設備の緒元を決定すること。

4.排ガス処理設備

本事業における排ガス基準値を遵守するために必要な排ガス処理設備を設置すること。なお、選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう排ガス処理設備の緒元を決定すること。

5.余熱利用設備

本事業において発電,施設外熱供給,その他の余熱等の利用を行う場合には,余熱利 用設備を設置すること。なお 広域組合が施設外熱供給の受入先を特定するものはない。

6.通風設備

ごみ焼却に必要な空気を必要な条件に整えて焼却炉(又は溶融炉)に送り,また,ご み焼却炉からの排ガスを煙突を通して大気に排出することを目的として,通風設備を設 置すること。なお,選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう通風設備の緒元を決 定すること。

7. 灰出し設備

焼却灰,飛灰(溶融飛灰を含む)等を場外へ搬出することを目的として,灰出し設備を設置すること。灰出し設備は,基本的には,飛灰(溶融飛灰を含む)処理設備,飛灰(溶融飛灰を含む)搬送装置,灰冷却装置,灰コンベヤ,灰バンカ,灰ピット,灰クレーン等で構成し,選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう各設備の緒元を決定すること。

8.スラグ・メタル処理設備

「5.処理方式」として(1)シャフト炉式ガス化溶融方式,(2)流動床式ガス化溶融方式及び(3)ストーカ+灰溶融方式のいずれかを採用する場合,副生成物として発

生するスラグ,メタル等を場外へ搬出することを目的として,スラグ・メタル処理設備を設置すること。なお,選定事業者が本事業の基本条件を満足するようスラグ・メタル処理設備の緒元を決定すること。

9.給水設備

プラント用水,生活用水を施設に円滑に供給することを目的として,給水設備を設置すること。給水設備は,基本的には受水槽,冷却塔,揚水ポンプ,各送水ポンプ,高置水槽,給水配管・弁・継手類,機器冷却水槽等で構成し,選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう給水設備の緒元を決定すること。但し,受水槽までの専用水道の配管の送水能力は160m³/日(75)である。

なお,受水槽の水位等を監視するための受水槽監視装置については,受水槽までの専用水道に広域組合が設置する加圧施設の水位についても監視が行えるものとすること。また,車両等を洗浄することが可能な洗車装置を施設用地の建屋内に設置すること。

10.排水処理設備

本事業の基本条件にある排水クローズドを遵守するため、必要な排水処理設備を設置すること。

11.電気・計装設備

電気・計装設備は,基本的には電気設備,発電設備,計装設備等から構成し,選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう電気・計装設備の緒元を決定すること。

12.周辺住民への情報公開設備

選定事業者は、周辺住民に情報公開するために、第3章 第4節 2.2に示すデータを表示できる情報公開設備を管理区域内に設置するとともに、運転状況を住民に分かりやすく伝えることを目的とした本施設のホームページを開設すること。

13. 見学者用説明設備

施設見学に訪れる小学生から老人までが,安心・安全で安定した本施設の運転状況,環境負荷の低減及びリサイクル状況について理解を深めるための施設全体模型,説明用パネル,説明用映写設備,説明用音声設備等を設置すること。

13.1 施設全体模型

施設全体模型は、本施設の全体像及び内部構造について理解するのに役立つものを設置すること。

13.2 説明用パネル

- (1)施設概要(フローシート等)を説明するためのパネル又はその相当品を設置すること。
- (2)施設見学者全員が内容を視認できる大きさであること。

13.3 説明用映写設備

- (1)施設見学者が本施設の処理工程について理解するための10分程度の映像作品を制作するとともに、そのカラー映写設備を設置すること。
- (2)カラー映写設備は,施設見学者全員が映像作品の内容を視認できる大きさであること。

13.4 説明用音声設備

施設見学者が本施設への理解を深めることを目的として,工場棟の見学者用通路等の必要な箇所に,ボタン等を押すことによって,その箇所を説明する音声設備を設置すること。

13.5 説明用パンフレット

- (1)施設概要を説明するためのカラー刷(多色版)パンフレットを作成すること。
- (2)パンフレットは,大人用と子供用に分けてそれぞれ作成するものとし,それぞれの 内容については広域組合と協議の上で決定すること。
- (3)施設の完成時において大人用,子供用ともに10,000部作成すること。但し,施設運営時においてもすべての見学者に対応できるように必要に応じて増刷すること。

第3節 建築物等の設計・施工

1.全体施設配置・動線計画

1.1 全体施設配置計画

本施設は、以下の事項に留意して施設用地内に配置するものとする。

- (1)動線計画との整合に十分配慮して工場棟,管理棟(工場棟と一体とすることも可), 計量棟,洗車棟,駐車場等を合理的に配置すること。
- (2)周辺環境と調和を図るとともに,西石見地区広域農道,農道取付道,進入路からの 景観に十分配慮して上記の建築物等を配置すること。

- (3)来客者や見学者などがわかりやすい位置に管理棟(エントランスホール)を配置すること。
- (4)環境保全の観点から,施設用地内に可能な限り多くの植栽を配置すること。

1.2 動線計画

全体施設配置計画との整合を十分図るとともに,以下の事項に留意して動線計画を行うこと。

- (1)処理対象物の搬入車両及びスラグの搬出車両は安全かつ円滑な運転ができるように すること。
- (2)施設用地内に搬出入車両の待機スペースを十分確保し,混雑時でも施設用地外まで 待機車両があふれないような計画とすること。
- (3) 持込可燃ごみの搬入車両については、搬入時と搬出時の2回計量ができるようにするとともに、搬出時にごみ量及び料金徴収の伝票管理がスムーズにできるように動線を確保すること。
- (4)災害時の消火,救助,復旧等の活動が十分に行えるような計画とすること。
- (5)安全性を確保するために,歩行者動線と処理対象物等の搬入出車動線と一般車動線 を分離すること。

2. 建築物及び建築設備

2.1 建築計画

(1)平面・断面計画

機械設備は,すべて建屋内に収納すること。

騒音・振動・悪臭等の発生が考えられる機器については、外部環境への影響を最小限にとどめるために、十分な環境対策を施した密閉性の高い室内に配置すること。

見学者等用諸室として,エントランスホール(100 ㎡以上),大会議室(100 ㎡以上), 小会議室1(30 ㎡以上),小会議室2(30 ㎡以上),見学者用通路,見学者用トイレを できるだけ隣接して配置すること。

事務室の他,作業従事者の安全衛生上必要な休憩室,浴室等を配置すること。

建屋内の各居室は,見学者用動線と施設管理者用動線を分離した配置とすること。

エントランスホールなどの見学者等用諸室については,バリアフリーに配慮するとともに,スロープの設置,手すりの取り付け等を行うこと。

大会議室は,可動間仕切壁により2室に分離できる構造とすること。

見学者用通路については,安全に見学が行えるよう十分な幅を確保するとともに, 主要設備の稼働状況等が見学できるような構造とすること。 見学者用トイレについては、男用と女用及び身体障害者用のものを配置すること。

(2)デザイン計画

本施設の建築物及び構造物(煙突及び外構施設)の形状・色彩については,清潔感 あふれる親しみやすいものとするとともに,ランドスケープデザインの配慮と周辺環 境との調和を図ること。

見学者等用諸室,事務室などの居室は,明るくて親しみやすい雰囲気のデザインと すること。

(3)仕上げ計画

見学者等用諸室,事務室などの居室は,明るくて親しみやすい雰囲気の内部仕上げとすること。

耐久性の高い外部仕上げとすること。

(4)サイン計画

本施設の訪問者及び利用者が安全かつスムーズに行動できるように以下の場所にわかりやすく表示した案内板をそれぞれ設置すること。なお 案内板の表示内容については , 広域組合と協議のうえ決定すること。

施設用地出入口の外側:施設名表示板(ステンレス製同等以上とする)

施設用地出入口の内側:施設全体案内板(全体施設配置図等を表示),車両動線案内

板

計量機の近く :施設利用案内板(処理対象物の搬入及び計量に係る注意事

項等を表示), 車両動線案内板

プラットホーム内 :施設利用案内板(処理対象物の搬入に係る注意事項等を表

示), 車両動線案内板

エントランスホール :施設内案内板(階層別配置図等を表示),歩行者動線案内板

見学者用通路 : 歩行者動線案内板

居室及びトイレ出入口:室名案内板

(5)見学者等用諸室の備品

見学者等用諸室に,以下の備品をそれぞれ設置すること。なお,備品の仕様については,できるだけグレードの高いものとするが,広域組合と協議のうえ決定すること。

エントランスホール:掲示板,ソファー,ローテーブル,自動販売機,水飲み器,

公衆電話,傘立て,灰皿など

大会議室:50人以上が利用できる机及び椅子,ホワイトボードなど

小会議室 1 : 15 人以上が利用できる机及び椅子,ホワイトボードなど

小会議室 2 : 15 人以上が利用できる机及び椅子,ホワイトボードなど

見学者用通路 :展示用パネル(広域組合と協議のうえ環境問題の啓発普及に

係る内容を表示)など

2.2 建築構造計画

(1)建築物は,設計基準に基づく十分な構造耐力を有するとともに,荷重及び外力を確実に地盤に伝達できる構造とすること。

- (2)建築物は,地盤条件に応じた基礎構造によって完全に支持されるものとし,荷重の 偏在による不等沈下の生じない基礎とすること。
- (3)燃焼設備,溶融設備等の重量の大きな設備を支持する架構及びクレーンの支持架構等は,十分な強度,剛性を保有し,地震時の荷重を安全に支持しうるものとすること。 特に,クレーン架構については,クレーン急制動時も検討すること。
- (4)プラットホームの床は,搬入車両の通行を考慮し,日常の洗浄にも長期にわたって 耐え得るものとするとともに,沈下の影響を受けないようにすること。

2.3 建築設備計画

- (1)見学者等用諸室,事務室などの居室には,各部屋の機能,用途に応じて適切な給・ 排水設備,衛生設備,空気調和・換気設備,給湯設備,建築電気設備,エレベータ設 備等を設置すること。
- (2)関係機関と協議のうえ消防関係法令に基づいて消火設備を設置すること。
- (3)工場棟の安全性を確保するために必要な避雷設備を設置すること。
- (4)施設用地内への外部からの侵入を防止するために必要な防犯設備を設置すること。
- (5)作業環境を良好な状態に保つために,十分な換気,排水,騒音・振動防止,粉じんの飛散・流入の防止に配慮するとともに,適切な照度を確保した室内環境を計画する こと。

3 . 外構施設

3.1 構内道路

- (1)施設用地内の建築物及び植栽部分を除いた範囲にアスファルト舗装の構内道路を配置すること。
- (2) 道路幅員は,原則として2車線(9m)以上とすること。
- (3)舗装構成は、「アスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会編)」等に基づいて決

定すること。

(4)交通安全を図る上で必要な白線,道路標識を設置すること。

3.2 駐車場

- (1)従業員の乗用車以外に,乗用車10台以上が駐車可能なスペースを設けること。
- (2) 見学者用のバス2台以上が駐車可能なスペースを設けること。

3.3 構内雨水排水

施設用地に設置済みの側溝に雨水を適切に排水すること。

3.4 門・囲障等

- (1)外部からの侵入を防止するための門扉及び囲い(施設用地全周)を設置すること。
- (2)門扉及び囲いともに景観に十分配慮すること。

3.5 植 栽

施設用地内に配置する植栽には,周辺環境と調和するよう常緑高木を主体として中木,低木,地被を植栽すること。なお,植栽については,施設用地を除く管理区域においても行うものとし,周辺環境との調和に配慮するよう明るく親しみやすい植物を主体としたものとすること。

3.6 外 灯

施設用地内に防犯及び安全管理の上で必要な外灯を設置すること。また,景観と調和のとれた計画とすること。

第4節 その他付帯業務

1.本施設の工事監理

- (1)資材置場,資材搬入路,仮設事務所などについて広域組合と十分に協議を行い, 住民の生活等への支障が生じないように計画すること。
- (2)整理整頓を励行し,火災,盗難などの事故防止に努めること。
- (3)工事期間中は,選定事業者が建築基準法に規定する工事監理者を配置し,工事監理者が施工計画書のとおりに本施設が施工されているかを確認し,定期的に広域組合に報告すること。また,広域組合への完成確認報告についても,工事監理者が行うこと。

2 . 生活環境影響調査

広域組合が平成 14 年度から平成 15 年度に実施した本施設に係る生活環境影響調査に基づいて予測評価の見直しを行って,再度,生活環境影響調査報告書としてとりまとめること。但し,生活環境影響調査に係る窓口業務等を広域組合が担う必要がある場合には,広域組合の協力が得られるものとする。

3.国庫補助金申請手続き

整備計画書の作成などの国庫補助金申請手続きに係る一切の業務及び益田市が行う地方交付税交付金申請手続きに係る資料の作成及び提供を行うこと。但し,申請手続きに係る窓口業務等を広域組合が担う必要がある場合には,広域組合の協力が得られるものとする。また整備計画書の添付資料のうち,ごみ処理基本計画及び廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画については広域組合が作成するものとするが,その他必要なものについては選定事業者が作成すること。

4.一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き

本施設の施工にあたって必要となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第8条に定める一般廃棄物処理施設設置許可申請手続きに係る一切の業務を実施すること。その他,関係官庁へ許認可申請,報告,届出等の必要がある場合には,その手続きに係る一切の業務を実施すること。但し,申請手続きに係る窓口業務等を広域組合が担う必要がある場合には,広域組合の協力が得られるものとする。

5 . 周辺住民への対応

5.1 工事内容,工事スケジュール,安全衛生管理,環境保全等の説明

本施設の施工にあたって,工事内容,工事スケジュール等の説明など周辺住民への対応に係る一切の業務を実施すること。但し,広域組合が担う必要がある場合には,広域組合の協力が得られるものとする。

5.2 環境保全等に関する覚書

本施設の施工及び運営にあたって,広域組合と周辺住民との3者による環境保全等に 関する覚書を締結すること。

6.管理区域の清掃及び除草

竣工式を行う前の整備期間中に,管理区域内(約3ha)の清掃及び除草を行うこと。

第3章 施設の運営に関する要件

第1節 運営に関する基本的事項

1. 適用範囲

本要求水準書は,本施設を適切に運営するために考慮すべき最低限の内容について定めたものである。従って,本要求水準書に明記されていない事項であっても,本施設を運営するうえで当然必要と思われるものについては,選定事業者の責任においてすべて行うこと。なお,選定事業者の運営状況について広域組合が別途モニタリングを行うが,その方法等は事業契約書において定めるものとする。

2.性能保証事項の遵守

選定事業者は,本要求水準書に記載した本施設に関する各種の要件を満足するとともに,「第2章 施設の整備に関する要件」に示した性能保証事項を遵守しながら本施設の 運転を行うこと。

3.安全かつ安定した運転の励行

選定事業者は、常に安全に留意しながら安定した運転を行うこと。

3.1 基本事項

- (1)労働安全衛生法等関係法令に基づき,職場における労働者の安全と健康を確保するとともに,快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2)施設の安全衛生を確保するため,本施設の特性に即した安全衛生管理体制を整備・ 運営し,広域組合へ報告すること。
- (3)労働災害の発生を防止するため,設備,機器,通路等の安全対策を行うこと。
- (4)安全器材の確保と補充,採光,照明,色彩調節,温度・湿度,換気,空調,騒音・振動対策等を十分考慮し,また,場内の整理整頓及び清潔の保持に努め,施設の作業 環境を常に良好に保つようにすること。
- (5)日常点検,定期点検等を実施し,労働安全衛生上,問題がある場合は,施設の改善 を行うこと。
- (6)「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成 13 年 4 月 25 日基発第 401 号の 2」に基づき,作業環境におけるダイオキシン類濃度を定期的に測定するとともに,運転,点検,整備等の作業の際における作業者のダイオキシ

ン類のばく露防止措置を行うこと。

3.2 安全作業

- (1)標準的な安全作業の手順を定め、その励行に努めて、作業行動の安全を図る。なお、慣れによる労働災害の発生がないように、適切な管理を行うこと。
- (2)日常一般的な作業を超える作業は,作業手順等を定めて行うこと。作業は,作業責任者が作成する作業計画書に基づいて行うこと。なお,作業責任者を置かなければならない作業は,予め作業手順を含め,運営・維持管理マニュアル等で定めること。
- (3)作業を行う場合は,適切な保護具を使用すること。保護具は各々の作業に適したものを使用し,常に十分な維持管理を実施するとともに,必要に応じて更新,修理等を行うこと。
- (4)作業中に事故が発生した場合は,必要な救急措置を行って,事故を最小限に留めるとともに,緊急連絡体制を取り,広域組合とも密に連絡を取り合うこと。

3.3 安全教育

- (1)労働安全衛生に関する知識,経験,技能等を向上させる実技を主体とした安全教育 を定期的に行うこと。
- (2)安全作業の確保に必要な訓練を定期的に行うこと。
- (3)中間採用者についても,必要な教育を行うこと。

4.関係法令等の遵守

選定事業者は、本施設の運営にあたって、下記の関係法令、関連規制等を遵守すること。

- (1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2)ダイオキシン類対策特別措置法
- (3)大気汚染防止法
- (4)騒音規制法
- (5)振動規制法
- (6)悪臭防止法
- (7)水質汚濁防止法
- (8)消防法
- (9)建築基準法
- (10) 労働安全衛生法
- (11)電気事業法

(12)都市計画法

(13) その他関係ある法令,規則,基準書等

5. 運営に必要な有資格者等の確保

選定事業者は,本施設を運営するために必要な有資格者及びその他の人員を確保すること。なお,廃棄物処理施設技術管理者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(技術管理者)第21条)の資格を有し,廃棄物を対象とした焼却施設(全連続燃焼式,2系列(2炉)以上)の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後1年間以上配置すること。

6.提出書類

6.1 運営・維持管理マニュアル

選定事業者は,本施設の運営開始日の60日前までに,安定した運転,本施設の保全,職場の安全及び円滑な業務の実施を確保するために,本要求水準書及び選定事業者の提案内容に基づくマニュアルを作成し,広域組合へ提出すること。

6.2 年間維持管理計画書等

(1)長期修繕更新計画書

選定事業者は、本施設の施工開始前までに、施設の長期修繕更新計画書を作成すること。なお、長期修繕更新に関する記載事項は、実施年度毎の修繕更新の部分、部材及び機器等とすること。

(2)年間維持管理計画書

選定事業者は,毎事業年度の開始の30日前までに,施設の運営及び年間維持管理に関する業務計画書を作成すること。

6.3 運営・維持管理報告書

選定事業者は,以下の事項に関する運営・維持管理報告書を毎月作成し,翌月 10 日までに広域組合に報告すること。なお,本施設の運営に関する日報及び週報を作成し,運営・維持管理報告書とともに毎月広域組合に提出すること。

(1)処理対象物の受入れ及び処理

- (2)副生成物等の有効利用又は最終処分
- (3)環境保全の管理
- (4)施設の維持管理

(5) その他の付帯業務

第2節 処理対象物の受入れ及び処理

1.処理対象物の受入れ

1.1 処理対象物の受入時間

処理対象物については,最低限現在の受入時間である年末年始(12月31日~1月3日)を除く月曜日~金曜日の9:00~16:30(昼休みの12:00~13:00は除く))は受入れること。ただし,行政サービスの向上の観点から,現在受入れていない時間や土日・祝日もできるだけ受入れること

1.2 処理対象物の計量及びその記録

- (1)選定事業者は,広域組合が搬入した処理対象物(収集可燃ごみ,持込可燃ごみ,リ サイクルプラザ残渣,汚泥等)の計量を行うこと。なお,持込可燃ごみは,搬入時と 搬出時の2回計量を行うこと。
- (2)広域組合構成市町村の搬入車両ごとに処理対象物量を記録し,報告すること。

1.3 処理料金の徴収伝票発行及び督促

- (1)選定事業者は,処理対象物を計量した後に料金徴収の伝票を広域組合に代行して発行し、収集運搬許可業者の運転手に渡すこと。
- (2)選定事業者は,広域組合が抽出した督促対象者に対して,広域組合に代行して督促 状を送付し,送付状況について毎月報告すること。

1.4 搬入出車両に対する安全管理

- (1)搬入出車両が構内道路を安全に走行できるように適切に誘導し,事故がないように すること。
- (2)プラットホームにおいては,車両が交差しないよう留意してごみピット,ダンピン グボックス,出口等へ誘導すること。また,車両及び人がダンピングボックスやごみ ピットへ落下しないよう十分に注意を喚起しながら作業を行うこと。

1.5 処理対象物の性状の確認

(1) 広域組合は構成市町村と協議しできる限り搬入する収集可燃ごみ中に処理不適物が 混入しないよう努力するものとするが,処理不適物を発見した場合には,選定事業者 はこれを排除すること。

- (2)選定事業者は,排除した上記の処理不適物を処理不適物貯留設備に貯留し,定期的 に最終処分を行うこと。
- (3) 持込可燃ごみを搬入車両から人力により荷下ろしする場合には,選定事業者は安全 を喚起しながらダンピングボックスへの荷下ろしを手助けし,処理不適物の有無を確 認すること。
- (4)ダンピングボックスで処理不適物を見つけた場合には,選定事業者はこれを排除して持ち返させるとともに,搬入者に注意を促すこと。

2. 処理対象物の処理

- (1)選定事業者は,焼却処理量及び溶融処理量を記録し,報告書を作成すること。
- (2)選定事業者は「第2章 施設の整備に関する要件」に示した性能保証事項を遵守し ながら処理対象物を適正に処理すること。
- (3)選定事業者は,常に安全に留意しながら安定した処理を行い,事故がないようにすること。
- (4)有害物,危険物等については,安全な保管を行い,事故がないようにすること。

3.緊急時の対応

- (1)地震,風水害,その他の災害時においては,人身の安全を最優先させること。
- (2) 重要機器の故障や停電等の非常時においては,周辺環境及び施設へ与える影響を最 小限に抑えるよう運転を行うか,必要に応じて施設を安全に停止させること。
- (3) 非常時においては,運営・維持管理マニュアル等に基づき,適切な対応を行うこと。
- (4)非常時を想定した対策訓練を定期的に行い,広域組合に報告すること。
- (5)緊急防災を想定した対策訓練を定期的に行い,広域組合に報告すること。
- (6)施設に損害が及んだ場合,安定的な処理の継続を実施するため,調査を行い,復旧 策を検討すること。

第3節 副生成物等の有効利用又は最終処分

1.基本事項

1.1 副生成物等の取扱い

(1)副生成物等の有効利用又は最終処分

本施設から発生する副生成物等については,有効利用(原材料又は燃料として再利用することを意味する)又は最終処分(益田市下波田埋立処理場に有料で埋め立てることを意味する)すること。

(2)品質試験

「第1章 第3節 7.5 副生成物に関する基準値」を設定している副生成物については、品質試験(溶出試験、含有量試験等)を行うこと。なお、品質試験において基準を満足しない場合には、選定事業者の責任において、原因を究明し、基準を満足するよう適切な措置を行うこと。

(3)保管・搬出

副生成物等の保管,積出し方法,搬出・運搬方法,計量方法等を適切に計画すること。 なお,副生成物等については,放置,野積み等をすることのないよう建屋内に収納し適切に管理すること。

1.2 報告

副生成物等の日発生量,有効利用用途(又は最終処分)と有効利用量及び最終処分量を記録し,広域組合に報告すること。

1.3 広域組合委託先企業の管理

副生成物等を有効利用又は最終処分する際に広域組合委託先企業が必要となる場合には,選定事業者が,当該企業の運搬又は処理状況について,適切に管理し,報告すること。

2.溶融方式の場合

2.1 溶融スラグ

溶融スラグについては,選定事業者が責任をもって可能な限り有効利用すること。なお,有効利用を図ることができない溶融スラグについては,最終処分することができる。

2.2 溶融飛灰

溶融飛灰については,選定事業者が責任をもって最終処分すること。なお,ストーカ+ 灰溶融方式における排ガス処理設備に2段バグフィルタシステムを採用する場合に2段 目のバグフィルタで捕集されたものは,溶融炉の後段に設置したバグフィルタで捕集されたものと同様に溶融飛灰として取り扱うものとする。また,2段バグフィルタシステムの1段目バグフィルタで捕集されたものは溶融しなければならない。

2.3 金属類

金属類(溶融メタルを含む。)については,選定事業者が責任をもって可能な限り有効利用すること。なお,有効利用を図ることができない金属類については,最終処分する

ことができる。

2.4 処理不適物

処理不適物については、選定事業者が責任をもって最終処分すること。

3.流動床式炭化炉方式の場合

3.1 炭化物

炭化物については,選定事業者が責任をもって有効利用すること。

3.2 飛灰

飛灰については,選定事業者が責任をもって最終処分すること。

3.3 金属類

金属類については、選定事業者が責任をもって可能な限り有効利用すること。なお、 有効利用を図ることができない金属類については、最終処分することができる。

3.4 処理不適物

処理不適物については、選定事業者が責任をもって最終処分すること。

4.ストーカ+セメント原料化方式の場合

4.1 焼却灰

焼却灰については,選定事業者が責任をもってセメント原料として有効利用すること。

4.2 飛灰

飛灰については,選定事業者が責任をもってセメント原料として有効利用すること。

4.3 金属類

金属類については,選定事業者が責任をもって可能な限り有効利用すること。なお, 有効利用を図ることができない金属類については,最終処分することができる。

4.4 処理不適物

処理不適物については、選定事業者が責任をもって最終処分すること。

第4節 環境保全の管理

1.施設運転中の計測管理

- (1)選定事業者は,本施設の運転にあたって表-6に示した計測管理を実施すること。但し選定事業者が表-6に示したものより更に詳細な計測を行う場合はその内容とする。
- (2)燃焼炉・溶融炉及びその付随設備を2系列以上としている場合は,広域組合との協議により性能保証事項が確認可能な計測項目については系列ごとに実施すること。
- (3)運営を継続する中で本施設の運転状況をより効率的に把握することが可能な計測管 理項目等について選定事業者及び広域組合が合意した場合には,表-6に示した計測管 理項目及び計測頻度を適宜,変更できるものとする。
- (4) 環整第95号に規定する検査項目については,当該規定に基づいて実施すること。

2. 運転データの記録及び周辺住民への情報公開

2.1 運転データの記録

(1)選定事業者は、計測管理した運転データを記録し、報告すること。

2.2 周辺住民への情報公開

- (1)選定事業者は,自らが設置した情報公開設備により,施設の運転状況に係る主要な 運転データを周辺住民に情報公開すること。
- (2)情報公開設備による表示項目は,排ガス中のばいじん,硫黄酸化物,塩化水素,窒素酸化物,ダイオキシン類を含むこと。
- (3)本施設のホームページ上に施設概要及び上記(2)の運転データを情報公開すること。 なお,運転データは,施設の稼働日毎に更新すること。

表-6 環境保全等に係る計測項目

夜-0 現児休王寺に係る計測項日							
区分計測地点		計測地点	項目	頻 度			
	ごみ質	受入供給設備	種類組成,三成分,低位発熱量,単位容積重量,元 素組成(原則として各種別に実施)	4回/年			
ごみ処理	燃料等	投入口	燃料,副資材,薬剤,電力,水	1回/日			
	温度	燃焼・溶融設備	溶融温度,二次燃焼室燃焼ガス温度	連続			
	/血/交	排ガス処理設備	集じん器入口ガス温度	連続			
	金属類	金属類貯留設備	種類組成	4回/年			
	溶融スラグ	 スラグ貯留設備	溶出試験(pH,T-Hg,Cd,Pb,As,Cr ⁶⁺ ,Se)	4回/年			
副生	/LIMA/\ \	八〇八八日以間	ダイオキシン類含有量	4回/年			
成 物	焼却灰	焼却灰貯留設備	熱灼減量	1回/月			
	飛灰又は溶融	飛灰又は溶融飛灰 処理設備	飛灰又は溶融飛灰処理物の溶出試験	4回/年			
	飛灰		飛灰又は溶融飛灰中のダイオキシン類含有量	4回/年			
	排ガス	煙突	酸素,一酸化炭素,硫黄酸化物,窒素酸化物 ばいじん,塩化水素	連続			
			環整第 95 号に規定するばい煙(硫黄酸化物 , ばいじん , 塩化水素 , 窒素酸化物)	2回/年			
			ダイオキシン類	4回/年			
環	騒音	敷地境界	L50 , L5 , L95	1回/年			
境	振動	敷地境界	L50 , L10 , L90	1回/年			
	悪臭 敷地境界		アンモニア , メチルメルカプ タン , 硫化水素 , 硫化メチル , 二硫化メチル , トルメチルアミン , アセトアルデ とト , プ ロピ オンアルデ ヒト , ノルマルブ チルアルデ ヒト , イソブ チルアルデ ヒト , イソブ チルアルデ ヒト , イソブ チルアル , 酢酸エチル , メチルイソブ チルケトン , トルエン , スチレン , キシレン , プ ロピ オン酸 , ノルマル酪酸 , ノルマル吉草酸 , イソ吉草酸	1回/年			
			臭気指数	1回/年			
排 ガ	流量等	煙突,ボイラ,冷却 塔,バグフィルタ, 再加熱器,触媒脱硝	温度,水分,静圧/動圧	連続			
ス	WIII	塔等のうち,設置する設備	流速,流量	連続			

[:] ダイオキシン類測定時において,バッチ計測を行うものとする。

第5節 本施設の維持管理

1.機械設備の維持管理

選定事業者は,性能保証事項を遵守しながら安全かつ安定した運転を維持するために必要なすべての保守管理,修繕更新,清掃を行うこととし,次の内容についても配慮すること。

- (1)保守管理,修繕更新等により発生した小部品,部材等は,放置,野積み等をすることのないよう建屋内で適切に管理し,廃材は,すみやかに撤去すること。
- (2)場内諸設備は,ほこり異物等が堆積,散乱しないように,定期的に清掃,整理整頓 を行い,作業安全,機器等の状態維持に努めること。
- (3)選定事業者は,機械設備の維持管理実績を記録し,報告すること。

2 . 建築物等の維持管理

選定事業者は,建築物,建築設備,外構施設の機能を維持するために必要なすべての 保守管理,修繕更新,清掃を行うこととし,次の内容ついても配慮すること。

- (1)保守管理,修繕更新等により発生した小部品,部材等は,放置,野積み等をすることのないよう建屋内で適切に管理し,廃材は,すみやかに撤去すること。
- (2)見学者等に配慮し見学者通路はもとより,施設内を適宜清掃し,景観の維持に努めること。
- (3)施設用地内において,破損,磨耗,はく離,退色等が生じた箇所は,すみやかに補 修を行い,重故障を防止すること。
- (4)選定事業者は,建築物等の維持管理実績を記録し,報告すること。

「保守管理」には,法定点検,法定点検以外の保守点検,修理,日常的な小部品の取り替えその他一切の管理業務を含むものとする。また,「修繕更新」には,施設の劣化した部分,部材,機器又は低下した性能若しくは機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること及び劣化した部分,部材,機器等を新しいものに取り替える一切の更新業務を含むものとする。

第6節 その他付帯業務

1.施設見学者への対応

- (1)選定事業者は,施設見学の申し込みに対する受付を行うこと。
- (2)選定事業者は,見学スケジュール等について,広域組合と協議し,これを定めること。
- (3)施設見学に訪れる小学生から老人までが,安心・安全で安定した施設の稼動状況, 環境負荷の低減及びリサイクルの推進に努めた運営状況についての理解を得られるように,施設見学者時に,丁寧に対応するとともに,わかり易い説明を行い,また,施設見学者が安全に見学できるように十分配慮すること。
- (4)選定事業者は,事業概要を説明するリーフレットを作成し施設見学者に配布する。
- (5)施設見学の申し込み及び実施状況を記録し,毎月10日に報告書を提出すること。

平成 14 年度見学者数の実績としては,33 組 864 名であり,うち約 8 割が小学生である。

2.本施設の警備

- (1)選定事業者は,本施設の財産を保全し,利用者の安全を守り,安全かつ快適な公共サービスの提供に支障を及ぼさないよう適切な防犯・防災警備を実施すること。
- (2)24時間対応の防犯・防災警備を実施すること。
- (3)災害等の緊急時には適切で迅速な初期対応をとるようにすること。
- (4)施設用地内への侵入者を防止すること。
- (5)選定事業者は,施設の警備結果を記録し,毎月10日に報告書を提出すること。

3.管理区域の清掃及び除草

- (1)管理区域内の日常清掃と定期清掃及び年4回以上の除草を実施して,常に清潔な状態に保つようにすること。
- (2)進入路の道路側溝の堆積物を定期的に除去すること。
- (3)選定事業者は,管理区域内の清掃及び除草の実施結果を記録し,毎月10日に報告書を提出すること。

4. 広域組合への本施設所有権の移転手続き

- (1)選定事業者は,運営期間終了日をもって広域組合に対し本施設の所有権をすべて無償で譲渡すること。
- (2)本施設の譲渡に先立ち、広域組合は本施設が本要求水準書記載の業務その他のこれ

らに付随する業務のために継続使用するのに支障のない状態であることを確認することを目的とした検査(以下「譲渡前検査」という。)を実施する。譲渡前検査には,廃棄物処理法施行規則第5条に定める精密機能検査(以下「精密機能検査」という。)を含むものとする。

- (3)譲渡前検査における検査事項の具体的な内容,検査方法及び検査スケジュールを決定するため,選定事業者は,運営期間満了の3年前の時点から広域組合と協議を行うこと。
- (4)本施設の譲渡後1年間において広域組合が本施設の性能保証事項の未充足を原因として負担する維持管理費については、本事業の運営期間に広域組合が選定事業者に支払うサービス対価(固定費)²のうちの機械設備の維持管理費(以下「サービス対価維持管理費」という。)相当を上限とする。従って、広域組合がサービス対価維持管理費を負担することとなった場合には、選定事業者負担とする。
- (5)選定事業者は、本施設の譲渡時及び譲渡後において、広域組合が本施設を継続して使用できるよう、運営期間終了日までに本施設に新たに配置される従業員に対し、本施設の運営及び維持管理に関する記録、要領、申し送り事項その他資料を提供するほか、教育指導計画書に基づいて機器の運転、管理及び取り扱いに関する教育と指導を十分に行うこと。なお、教育指導計画書については、あらかじめ選定事業者が作成し、広域組合の承認を受けるものとする。

^{2 「}入札説明書添付資料-2 サービス対価の支払について」参照